

大阪市告示第543号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開園について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月10日

大阪市長 横山英幸

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
庭園	大阪城 西の丸庭園	大阪城公園内	令和6年4月8日（月）	午前9時から 午後5時まで

（建設局公園緑化部調整課）